

第7回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和5年7月14日(金) 午後2時54分
- 2 招集場所 石川町役場 3階 正庁兼議場
- 3 報告
 - (1) 報告第2号
農地の時効取得を原因とする所有権移転について
- 4 議案
 - (1) 議案第21号
農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第22号
農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第23号
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 議案第24号
荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について

出席委員

農業委員 8名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
5番 大串 政一 6番 緑川 一男 7番 緑川 喜友
8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 11名

11番 根本 浩一 12番 郷 義郎 13番 円谷 和司
15番 矢内 常男 16番 渡邊 義雄 17番 味原 孝一
18番 南條 博 19番 添田 勉 20番 小池 力
21番 福田 正三 22番 斎藤 英幸

欠席委員 14番 近内 壽夫

事務局 事務局長 荒木 成輔
農地管理係長 岸浪 正徳
書記 会田 勇輝

- ・議 長 本日の出席は19名です。定足数に達しておりますので、只今より第7回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、6番 緑川一男委員、7番 緑川喜友委員を指名いたします。

(1) 報告第2号

農地の時効取得を原因とする所有権移転について

- ・議 長 議事に入ります。報告第2号農地の時効取得を原因とする所有権移転についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農業委員会では法務局より時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には時効取得の要件を備えているかについて、調査し遅滞なく県知事に報告することとなっております。詳細については、別紙資料をご覧ください。

令和5年7月10日午前11時5分より事務局で現地調査及び権利者等より聞き取りをいたしました。

調査した結果、当該農地は平成10年から20年以上所有の意思をもって平穩かつ公然に占有してきたものであり、取得時効完成の要件を備えているものと判断し、問題ないものと思われま

- ・議 長 只今報告のありました時効取得を原因とする農地の所有権移転について、何かご質問等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 ないようですので報告を終わります

(1) 議案第21号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第 2 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第 3 条第 1 項番号 1 から番号 6 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議 長 農地法第 3 条第 1 項番号 1 を調査されました佐川修一委員に報告を求めます。

・佐川修一委員 農地法第 3 条第 1 項番号 1 の所有権移転について、調査した結果を報告いたします。

調査は令和 5 年 7 月 9 日、日曜日午前 8 時 3 0 分より行いました。

譲渡人の〇〇〇〇氏が立会いできないため、〇〇〇〇氏と譲受人の〇〇〇〇氏、最適化推進員の郷義郎氏と私の 4 名で、〇〇〇〇を調査しました。

場所は、県道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面へ進み〇〇〇〇から県道〇〇〇〇号線を右折〇〇〇〇方面へ〇〇〇〇kmほど進んだ所から更に農道を右折し〇〇〇〇mほどの右側に位置しております。

申請理由としまして、譲渡人の〇〇〇〇氏の自宅前に譲受人の〇〇〇〇氏の農地があり、交換登記することで〇〇〇〇氏の農作業など利便性が良くなることから今回の申請に至りました。〇〇〇〇については、3 番にて報告いたします。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

・議 長 只今、報告のありました農地法第 3 条第 1 項番号 1 の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第 2 1 号 農地法第 3 条第 1 項番号 1 について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第 3 条第 1 項番号 2 を調査されました佐川修一委員に報告を求めます。

・佐川修一委員 農地法第 3 条第 1 項番号 2 の所有権移転について、調査した結果を報告

いたします。

調査は令和5年7月9日、日曜日午前8時10分より行いました。

譲渡人の〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇氏、最適化推進員の〇〇〇〇氏と私の4名で、〇〇〇〇を調査しました。

場所は、県道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面へ進み〇〇〇〇から県道〇〇〇〇号線を右折し〇〇〇〇方面へ〇〇〇〇kmほど進んだ所から更に農道を左折し〇〇〇〇mほどの右側に位置しております。

申請理由としまして、譲渡人の〇〇〇〇氏の農地〇〇〇〇㎡が〇〇〇〇氏の自宅前にあり、現在野菜畑として〇〇〇〇氏が耕作しております。申請地は譲渡人の自宅から遠く作業効率も悪い為、現在耕作している〇〇〇〇〇氏へ耕作をお願いすることが良いと考え譲渡人の〇〇〇〇より〇〇〇〇〇氏へ無償提供の申し入れがあり、今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

・議長 長 只今、報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 長 異議ないものと認め、議案第21号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

・議長 長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました佐川修一委員に報告を求めます。

・佐川修一委員 農地法第3条第1項番号3の所有権移転について、調査した結果を報告いたします。

調査は令和5年7月9日、日曜日午前8時50分より行いました。

譲渡人の〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇氏、最適化推進員の郷義郎氏と私の4名で、〇〇〇〇を調査しました。

場所は、県道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面へ進み〇〇〇〇から県道〇〇〇〇号線を右折し〇〇〇〇方面へ〇〇〇〇kmほど進んだ所から更に農道を右折し〇〇〇〇mほどの〇〇〇〇氏自宅前に位置しております。

申請理由としまして、譲渡人の〇〇〇〇氏が所有する当該農地が〇〇〇〇〇氏の自宅前にあり、現在、〇〇〇〇氏が耕作しています。番号1で報告

した〇〇〇〇との交換登記により利便性が良くなることから今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長 只今、報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第21号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号4を調査されました佐川修一委員に報告を求めます。

・佐川修一委員 農地法第3条第1項番号4の所有権移転について、調査した結果を報告いたします。

調査は令和5年7月9日、日曜日午前9時20分より行いました。

譲渡人の〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇氏、最適化推進員の郷義郎氏と私の4名で、〇〇〇〇を調査しました。

場所は、県道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面へ進み〇〇〇〇から県道〇〇〇〇号線を右折し〇〇〇〇方面へ〇〇〇〇kmほど進んだ所から更に農道を右折し〇〇〇〇mほど〇〇〇〇氏自宅前に位置しております。

申請理由としまして、譲渡人の〇〇〇〇氏が所有する当該農地が〇〇〇〇氏の自宅前にあり、現在、〇〇〇〇氏が耕作しています。〇〇〇〇氏所有の当該農地は自宅より遠く、耕作するための移動など作業効率も悪く、面積も〇〇〇〇㎡と小さい為、現在耕作している〇〇〇〇氏に権利を移転することで利便性も良くなり将来的にも農地として存続できることから今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長 只今、報告のありました農地法第3条第1項番号4の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第21号 農地法第3条第1項番号4につい

て承認するものと決定いたします。

・議長 続きまして、農地法第3条第1項番号5を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第3条第1項番号5、譲渡人〇〇〇〇さんと、譲受人〇〇〇〇さんとの所有権移転について、調査した結果を報告いたします。

調査は令和5年7月6日、午前8時30分より行いました。

譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇〇さん、最適化推進員の根本浩一さんと私の4名で現地確認しました。

場所は、県道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇から〇〇〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇を左折し〇〇〇〇m先左側の〇〇〇〇です。

権利を移転しようとする理由は、譲渡人の〇〇〇〇さんは、本件農地を売買により取得したが、高齢になり耕作が困難なため、譲受人〇〇〇〇さんに売り渡し、譲受人はこれを買って農業の利便性を図るためです。

周りは畑ですので、特別支障があると思えません

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

・議長 只今、報告のありました農地法第3条第1項番号5の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議ないものと認め、議案第21号 農地法第3条第1項番号5について承認するものと決定いたします。

・議長 続きまして、農地法第3条第1項番号6を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第3条第1項番号6の所有権移転の調査結果を報告いたします。

7月7日金曜日、午前8時30分から譲受人〇〇〇〇さん、最適化推進委員斎藤英幸さん、南條博さんに立会を頂き、私を含めた4人で現地確認をいたしました。

当該地は、〇〇〇〇の土地で〇〇〇〇の3筆です。

譲渡人は、〇〇〇〇で、譲受人は、〇〇〇〇です。

移転事由は、売買による所有権移転です。

申請理由は、当該地は長年にわたり譲受人が譲渡人から管理を依頼され

年2回程度の除草を行い管理しておりましたが、今回譲渡人が高齢でもあり後継者もないことから、農業の再開管理が無理とのことから長年管理を依頼してきた譲受人に売却することとなりました。譲受人は現況畑であり、野菜を栽培し農地として利用するとのことでした。

以上、調査した結果、この案件は問題ないと考えられますので皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長 只今、報告のありました農地法第3条第1項番号6の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第21号 農地法第3条第1項番号6について承認するものと決定いたします。

(1) 議案第22号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第4条第1項番号1についてですが事業計画者は植林敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・議 長 農地法第4条第1項番号1を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

・大串政一委員 農地法第4条第1項番号1の調査結果を報告いたします。

この案件は、令和5年2月17日の総会において、石川農業振興地域整備計画変更番号3にて報告と承認をいただいております。

その後、今回の申請に至っているため、現地確認を省略させていただきました。

申請地は、〇〇〇〇線を石川町より〇〇〇〇方面に向かい、町道〇〇〇〇号線を約〇〇〇〇km進んだ〇〇〇〇地区の山間部の傾斜地であります。

申請人は、〇〇〇〇さんで、利用区分は〇〇〇〇、地積〇〇〇〇㎡です。

申請理由は、土地所有者である父が、自宅から少し離れた土地で、元々は牧草地として利用していましたが、牛の飼育を止め使用しなくなりました。その際、土地の有効利用を考えたとき、農地として利用してくれる人もいなかった為、山間地域で周辺が山林に囲まれていたこともあり、檜の植林を思いつきました。農地法について不知であったこともあり平成20年に植林をしてしまいました。その後、平成3年に申請人の父が亡くなり申請人がその土地を相続するにあたり、農地法に基づいた正規の手続きをしたく、今回の申請に至りました。

敷地内では、地下浸透または申請地南側に傾斜がついており、申請地南側のため池に流すことで表面水を処理し、土砂の流出を防ぎます。

山林と隣接しており、農地の侵食及び分断の恐れはなく日照等に支障はありません。特別支障をきたすような土地もなく、顛末書も添付されていることから問題ないものと思われまます。

以上、調査した結果、この案件は問題なものと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願ひします。

・議 長 只今説明のあった農地法第4条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第22号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第23号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (朗読説明)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は太陽光発電施設用地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農

地です。

農地法第5条第1項番号2についてですが事業計画者は一般住宅用敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

農地法第5条第1項番号3についてですが事業計画者は石材品展示場を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・議長 農地法第5条第1項番号1を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

・近内貞夫委員 農地法第5条第1項番号1の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

令和5年7月10日午前9時30分より〇〇〇〇番の現地に集合し出席者は譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、荒木局長、岸浪係長、会田主査、農地最適化推進委員の円谷和司さん、近内壽夫さんと私の7名で現地確認をしました。

当該地は役場より国道〇〇〇〇号線を北へ〇〇〇〇mの地点〇〇〇〇入口より町道〇〇〇〇号線を北へ〇〇〇〇mの地点左側に位置します。当該地は休耕地です。

転用目的は、太陽光発電設備です。東側、西側、南側は町道に隣接し、北側に休耕水田があります。パネルの設置は8mの間隔を開けるので日照等の障害はありません。

雨水は地下浸透の設定であります但隣接地に町道側溝がありますので、側溝に排出するよう改善を求め、了承しましたので、この案件は特に問題ないと思われまますので委員各位の審議をお願いいたします。

・議長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第23号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

・議長 農地法第5条第1項番号2を調査されました味原孝一委員に報告を求めます。

・味原孝一委員 農地法第5条第1項番号2の許可申請の件につき現地調査した結果を報

告いたします。

令和5年7月10日午前10時より、被設定人の〇〇〇〇さんと設定人の字〇〇〇〇さんは、代理人の行政書士〇〇〇〇事務所の〇〇〇〇さんに委任することで欠席で、私と農業委員の遠藤武重さんと、最適化推進委員の小池力さんと、事務局長の荒木さんと、岸浪係長、会田主査の7人で現地で調査しました。

場所は、石川町役場から〇〇〇〇号線を町内へ向かい信号を左折して〇〇〇〇の所を左折して約〇〇〇〇mの左側にある畑〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡で、現在は休耕中です。

転用の目的と選定理由と必要性については、被設定人は、現在実家で両親と生活しております。家族も増え現在の住宅では手狭になってきたため、新しく住宅を建設したいと考えており、今回用地として必要になりました。また、実家の近くに建築することで、未就学児童の子供を見てもらうことが可能になることから今回の申請に至りました。

選定要件として、子どもを見てもらうことが可能なことを第一優先に、さらに生活環境も大幅に変わらないことからこの場所が最適であると考えました。その他の土地も検討した結果なかなか同意も得られないことから農地ではありますが、転用することとなりました。

申請地の隣接状況については、残地農地〇〇〇〇番は申請地の〇〇〇〇〇に位置し、申請地を必要最低限の面積に抑えるため、農地の蚕食や分断、また日照等の影響はありません。水道は町水道により給水し、雨水は、自然浸透し、汚水は合併浄化槽により処理し、南側道路側溝へと排出することとします。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第23号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

・議 長 農地法第5条第1項番号3を調査されました緑川一男委員に報告を求め

ます。

- ・緑川一男委員 農地法第5条第1項番号3の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

令和5年7月10日午前10時30分より当該地にて、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、〇〇〇〇行政書士、添田勤さんと私の6名で実施いたしました。

当該地は国道〇〇〇〇号線〇〇〇〇の信号機から〇〇〇〇方面へ〇〇〇〇kmほど行った大字〇〇〇〇の畑、〇〇〇〇㎡です。用途は、〇〇〇〇㎡、法面〇〇〇〇㎡、通路植え込み〇〇〇〇㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇さんです。

当該地は、野菜畑として使用していますが低地のためかさ上げ工事を実施します。L字擁壁を設置し土砂の流出防止、また、日照権の確保に努めます。雨水は自然浸透とします。工事完成日は令和5年11月30日を予定しています。

以上、調査した結果、この案件は問題ないと思いますので皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ・議長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第23号 農地法第5条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第24号

荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について決定について

- ・議長 次に、議案第24号 荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (朗読説明) ※朗読説明終了後、スライド確認

- ・議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは、荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について、何かご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議ないものと認め、議案第24号 廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号81を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後4時8分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月14日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 6番 _____

7番 _____